第3 計画推進のための基本的事項

【計画の体系】

すい	しん	こう	もく	
《推	進	項	目	>

	ほっかいどうしょう	しゃじょうれい	しさく	すいしん
(1)	北海道 暗が	い者 冬 例 (の施策の	推准

けんりょうご すいしん (2) 権利擁護の推進

(3) 地域生活支援体制の充実

ほっかいどうい しそつうしえんじょうれい しゅわげんごじょうれい しさく すいしん (4)北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

ていきょうきばん せいび (5) サービス 提供基盤の整備

しょう じしえん じゅうじつ (6) 障 **がい児支援の**充 実

はったつしょう ひと いりょうてき ひつよう (7) 発 達 障 がいのある 人 や 医 療 的 ケアの 必 要 な ざいたく しょう ひととう しぇん 在 宅の 障 がいがある人等への支援

せいしんほけんふくし いりょうしさく じゅうじつ (8) 精神保健福祉・医療施策の充実

しゅうろうしえんしさく じゅうじつ きょうか(9) 就労支援施策の充実・強化

たよう じんざい かくほ ようせいおよ しつ こうじょう (10) 多様な人 材の確保・養 成 及びサービスの質の 向 上

(11) 安全確保に備えた地域づくりの推進

すいしんしさく

(1) 北海道 障 がい者条 例の施策の推進

① 暮らしづらさを解消するための取組

 ぎゃくたい ぼうし

 虐 待の防止

さべつとう かいしょう とりくみ すいしん 差別等を解消するための取組の推進

い しけっていしえん すいしん 意思決定支援の推進

相談支援体制の確保

しょう しゃ ちいきせいかつ いこうそくしん 障がい者の地域生活への移行促進

3 地域生活支援拠点等の整備

 (4) 自立と社会参加の促進

つう かんけいきかん れんけいきょうか ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化 (5)

ほっかいどうい しそつうしえんじょうれい しさく すいしん 北海道意思疎通支援条 例の施策の推進

ほっかいどうしゅわげんごじょうれい しさく すいしん 北海道手話言語条例の施策の推進

す きばんせいび じゅうじつ 住まいの基盤整備の充実

にっちゅうかつどう じゅうじつ 日中活動サービスの充実

ちいきせいかつ ささ きばん じゅうじつ 地域生活を支えるサービス基盤の充実

きょうせいがたちいきふくしきょてん とりくみすいしん 共生型地域福祉拠点の取組推進

5) 地域間格差の縮 小

た設による支援

こ はったつしえん じゅうじっ 子どもの発達支援の充実

 かぞく

 しえん

 家族への支援

ふくし ほいく ほけん いりょう きょういく しゅうろうしえんとう かんけいきかん れんけい ③ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携

した支援

まいきしゃかい さんか ほうよう すいしん 地域社会への参加・インクルージョン(包容)の推進

じしえんたいせい きばんせいび 障 がい児支援体制の基盤整備

とくべつ しえん ひつよう こ しえん 特別な支援が必要な子どもへの支援

はったつしょう ひと しえん じゅうじつ 発達 障がいのある人への支援の充実

しょう ひつよう しょう じしゃとう しえん 医療を必要とする 障がい児者等への支援

なんびょうとう ひと しえん 難病等である人への支援 3

地域生活を支える体制の整備

ほけん いりょう すいしん **保健・医療の推進**

どうみん きぎょう ぎょうせいとう いったい おうえんたいせい 道民、企業、行 政等が一体となった応援体制づくり

(2) 一般就労の推進

たよう しゅうろう きかい かくほ 多様な就 労の機会の確保

福祉的就労の底上げ

 (1) 人材の養成・確保

② サービスの質の向上

安全確保に備えた地域づくりの推進

1 第6期障がい福祉計画推進の基本方針

ほっかいどうしょう しゃじょうれい しさく すいしん

(1) 北海道障がい者条例の施策の推進

(2) 権利擁護の推進

ちいきせいかつしえんたいせい じゅうじつ

(3) 地域生活支援体制の充実

たいしょうにゅうしょしゃ いこう はあく うけいれちいき しせっ れんけい ちいきせいかついこう こ 施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との れんけい はか たいしょかのう かたがた ちいきせいかつ いこうそくしん はか どう おこな こういきてき せんもんてき そうだんし えん 連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道が行う広域的・専門的な相談支援 とうだんし えん じゅうじつ そうだんしせい せいび すいしん や市町村における相談支援の充実など、さらなる相談体制などの整備を推進します。

また、乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクル*¹⁶を通じた一貫した支援ができるからけいきかんとう れんけい とりくみ ざいたく せいかつ しょう よう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する 障 がいのある人の高齢化や重度化さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

(4) 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

しょう ひと たい いしそっうしゅだん かくほ いしそっうしえんしゃ ようせい はけんとう おこな しょう 障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を 行い、 障がいのあひと しょう ひと じっしってき どうとう じょうほう え じょうほうほしょう かくほ はかる人が 障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにする情報保障の確保を図ります。

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を しゅうとく ひっょう しぇん おこな 習得するための必要な支援を行います。

(5) サービス提供基盤の整備

たしたようそん できょうしょ しょけんとう おこな けんいき せいびりょう たょうせい たいきかん きんこう 市町村や事業所への助言等を 行い、圏域ごとにサービスの整備 量 を調 整 しながら、地域間の均衡にはいりょ けいかくてき きばんせいび おこな ちいきかんかくさ しゅくしょう つと 配慮した計画的な基盤整備を 行い、地域間格差の縮 小に努めます。

また、広域・分散である北海道の特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人もない人もとも また、広域・分散である北海道の特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人もない人もとも た ふくししさく れんけい きょうせいがたちいきふくし に支え合いながら暮らすことができる地域づくりを広げるため、他の福祉施策と連携し、共生型地域福祉 拠点*17の取組を推進します。

(6) 障がい児支援の充実

でいきょう おく かたよ しょう こ たい そうだんしえん つうしょしえん にゅうしょしえんとう ていきょう 発達の遅れや偏り、障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援等のサービス提供 たいせい せいび じゅうそうてき ちいきしえんたいせい こうちく ちいきしゃかい さんか 体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・インクルージョン*18 (包容) を推進し、 こ かぞく いっそう しえんたいせい じゅうじつ はか 子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。

(7) 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援

発達障がいのある人やその家族への支援が推進されるよう、また、重症心身障がいや医療的ケアの
はとき、みなか、ないき、しょう、しょう かんけいきかん れんけい はか 必要な在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援が得られるよう、関係機関が連携を図

- り、地域の支援体制の充実を図ります。
- (8) 精神保健福祉・医療施策の充実

(9) 就労支援施策の充実・強化

たよう じんざい かくほ ようせいおよ しつ こうじょう (10) 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向 上

サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行うとともにていきょう ちょくせつひつよう たよう じんざい かくほ つとサービスの提供に直接必要な多様な人材の確保に努めます。

また、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ障害福祉サービス等及び通所支援 等のサービスの質の向上を図ります。

(11) 安全確保に備えた地域づくりの推進

たがいたがないである。 かんけいだんたい れんけい はか さいがい かんせんしょうはっせい じ にちじょうてき しょう かたがた あんぜん 市町村や関係団体と連携を図り、災害や感染症発生時はもとより日常的に障がいのある方々の安全かくほ すいしん しょう とくせい はいりょ しえん おこな ちいきじゅうみん きょうせい しえんたいせい 確保を推進し、その障がい特性に配慮した支援が行えるよう、地域住民などとの共生による支援体制づくりを進めます。